

# JIS

## 一般照明用電球形蛍光ランプ 第 1 部：安全仕様

JIS C 7620-1 : 2017

(JLMA/JSA)

平成 29 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	IEC/ACTAD エキスパート (株式会社東芝)
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木戸 啓人	電気事業連合会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山田 美佐子	千葉県消費者センター

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：平成 29.2.20

官 報 公 示：平成 29.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項及び一般試験要求事項	4
5 表示	4
6 互換性、質量及び曲げモーメント	6
7 感電に対する保護	7
8 絶縁抵抗及び耐電圧性	8
9 機械的強度	9
10 口金温度上昇	12
11 耐熱性	13
12 耐燃焼性	14
13 寿命となる条件（異常状態における安全性）	14
14 沿面距離及び空間距離	16
15 ランプの寿命	16
16 光生物学的危険	16
17 異常動作	17
18 調光器対応ランプの試験条件	18
19 全生産品の評価（不採用）	18
20 形式試験による証拠での表示などの照合	18
21 照明器具設計のための情報	19
附属書 A（参考）全生産品の評価（不採用）	20
附属書 B（参考）照明器具設計のための情報	21
附属書 JA（規定）GX53 口金付電球形蛍光ランプの最大口金温度上昇試験	22
附属書 JB（参考）検査	23
附属書 JC（規定）包装又は取扱説明書の安全に関わる注意事項の表示	25
附属書 JD（参考）JIS と対応国際規格との対比表	28
解 説	31

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 7620-1:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 7620** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 7620-1** 第 1 部：安全仕様

**JIS C 7620-2** 第 2 部：性能仕様

# 一般照明用電球形蛍光ランプ—第 1 部：安全仕様

## Self-ballasted fluorescent lamps for general lighting service— Part 1: Safety specifications

### 序文

この規格は、2015 年に第 3 版として発行された IEC 60968 を基とし、我が国の実状に適合させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JD に示す。また、附属書 JA～附属書 JC は対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、始動及び点灯のための回路と一体化した電球形蛍光ランプの適合性判定のための試験方法及び試験条件並びに安全及び互換性の要求事項について規定する。

対象は、定格入力電圧 50 V～250 V、定格周波数 50 Hz 又は 60 Hz、JIS C 7709-1 に適合する口金をもつ屋内用及び類似用途の一般照明用として用いるランプとする。

この規格において、特に記載しない口金・受金システムを使用する場合、製造業者は、安全に関する試験の適切な情報を提供する。

この規格の要求事項は、形式試験だけに関係する。

この規格の光生物学的安全性の規定部分は、JIS C 7550 及び IEC/TR 62471-2 に従い適用する。

また、この規格の蛍光ランプの青色光及び赤外放射傷害は、表示を要求される基準を下回る。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60968:2015, Self-ballasted fluorescent lamps for general lighting services—Safety requirements (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 0920** 電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)

**JIS C 7550** ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性

**注記** 対応国際規格：IEC 62471, Photobiological safety of lamps and lamp systems (MOD)